

宇佐市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）

平成22年3月29日

契約第0329002号

第1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）をいう。以下同じ。）に係る要件設定型一般競争入札（あらかじめ設定された要件に該当し、入札参加資格を有する者が参加できる一般競争入札をいう。第18を除き、以下「入札」という。）の電子入札による実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (2) 電子入札システム 本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調達業務を実施するためのシステムをいう。
- (3) 法 建設業法をいう。
- (4) 市内業者 常時建設工事等の請負契約を締結する事務所として市内に本店又は本社を有している業者をいう。
- (5) 準市内業者 常時建設工事等の請負契約を締結する事務所として市内に支店、支社又は営業所を有している業者をいう。

第3 対象建設工事等

この要領による入札の対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、設計金額が130万円を超える建設工事又は設計金額が50万円を超える建設コンサルタント業務等で、宇佐市建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）において要件設定型一般競争入札の方法で行うことを決定した建設工事等とする。ただし、災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する必要がある建設工事等については、この限りでない。

第4 競争参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象建設工事等のうち、建設工事の場合にあっては宇佐市契約事務規則第40条の

規定に基づき宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第104号）により対象工事に係る等級の格付又は資格の認定を受けた者とし、建設コンサルタント業務等の場合にあっては宇佐市契約事務規則第40条の規定に基づき宇佐市が発注する建設業法第2条第1項に規定する建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第103号）により資格の認定を受けた者とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、対象工事に係る工事種別の法第27条の29の総合評定値が、入札公告に明示する点数の範囲である者としてすることができる。

- (3) 入札公告日から契約締結日までの間において、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年宇佐市告示第106号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札期日前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- (6) 法第27条の23第2項の規定に基づく経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (7) 対象建設工事等に関し、配置を予定する現場代理人及び主任（監理）技術者等が適正であること。
- (8) 前各号に定めるもののほか必要と認める入札参加資格。

第5 競争参加資格の決定

第4に掲げる競争参加資格は、対象建設工事等ごとに、指名委員会の議を経て決定するものとする。ただし、指名委員会の審議を要しないものとして契約担当者が別に定めるものを除く。

第6 入札の公告等

- (1) 契約担当者は、対象建設工事等を電子入札により執行しようとする場合は、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号。以下「規則」という。）第26条第1号から第8号までに掲げる事項のほか、同項第9号の規定により、次に掲げる事

項を公告するものとする。

- ア 入札書その他電子入札に必要な書類（以下「入札書等」という。）の提出方法
- イ 予定価格
- ウ 入札回数
- エ 開札の立会い
- オ その他契約担当者が必要と認める事項

（２） 前号の規定による公告は、標準入札公告（様式第１号）の例によるものとする。

第７ 競争参加資格証明申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- （１） 契約担当者は、競争参加資格の有無を確認するため、参加希望者から所定の期限までに、要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格を確認する資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。ただし、資料の提出は契約担当者が必要ないと判断した場合は、この限りでない。
- （２） 申請書及び資料は、参加希望者が原則として電子入札システムにより提出するものとする。
- （３） 第１号の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格がないと認める者は、当該入札に参加することができないものとする。
- （４） 申請書及び資料の提出期限は、原則として入札書の提出期限の３日前とする。
- （５） 申請書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
 - イ 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - エ 提出期限後における申請書及び資料の差替え及び再提出は、これを認めない。

第８ 資料の種類及び内容

資料の種類及び内容は、次のとおりとする。

- （１） 履行実績（様式第３号） 第４第８号で対象工事等と同種、同規模以上の履行実績を規定した場合における建設工事等の履行実績
- （２） 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験（様式第４号） 第４第７号に規定する主任技術者等の資格及びこれらの者の同種の建設工事等の経験
- （３） その他契約担当者が必要と認めるもの

第９ 設計図書の購入

- （１） 仕様書、図面及び工事数量総括表（以下「設計図書」という。）は、契約担当者が定める場所において閲覧に供し、又は有料で配布するものとする。

- (2) 入札参加希望者は、契約担当者が入札公告で指定する期間内に、指定販売店において購入するものとする。
- (3) 指定販売店は、入札希望者が設計図書を購入した場合、設計図書購入確認票（様式第5号）を発行するものとする。
- (4) 第1号の規定による購入は、原則として公告後速やかに開始するものとし、開札予定日の前日（その日が宇佐市の休日を定める条例（平成17年宇佐市条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）まで行うものとする。

第10 設計図書に関する質問及び回答

入札参加希望者は、設計図書に質問がある場合には、入札公告で指定する期間内において、電子メールにより設計図書に関する質問書（様式第6号）を契約管財課に提出すること。

- 2 前項の質問に対する回答は、入札公告に指定する期間、設計図書に関する質問及び回答（様式第7号）をホームページに掲載して行うものとする。
- 3 質問書の提出期間は、原則として、設計図書の閲覧等を開始した日から開札日の5日（休日を除く。）前までとする。
- 4 第2項の回答は、原則として随時回答し、最終回答は前号の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日（休日を除く。）後までに回答し、ホームページへの回答の掲載は入札書の提出期限の日をもって終了するものとする。

第11 共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 共同企業体の結成は、自主結成方式とする。
- (2) 入札参加資格要件は、共同企業体及び構成員それぞれについて設けるものとする。
- (3) 共同企業体の構成員は、当該対象建設工事等の他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。
- (4) その他の事項については、要件設定型一般競争入札に係る宇佐市建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成20年宇佐市告示第119号）に定めるところによる。

第12 入札

入札は、次に掲げるとおり行うものとする。

入札は原則、電子入札システムによるものとし、その旨を公告において明らかにする。

- 2 入札公告において工事費内訳書の提出が義務づけられている場合においては、入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書（様式第

8号)の提出をするものとする。なお、提出方法は、原則、電子入札システムによるものとする。

第13 開札

(1) 開札は、第6の規定により公告した日時に行い、入札に参加した者(以下「入札参加者」という。)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって入札した者を落札候補者として決定するものとする。

最低制限価格が設定された建設工事においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格でもって入札した者を落札候補者として決定する。

(2) 開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

(3) 開札に係る立会いは、宇佐市電子入札立会要領(平成19年宇佐市契約第0608005号)に定めるところによる。

第14 落札者の決定等

(1) 契約担当者は、第13の規定による開札を行った後、落札候補者について、競争参加資格の確認を行うものとする。

(2) 契約担当者は、前号の規定により落札候補者が競争参加資格を有すると確認したときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとする。ただし、契約担当者は、当該競争参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をし、かつ、競争参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。

(3) 第1号の規定により競争参加資格を有しないと確認された者が行った入札については、これを無効とし、競争参加資格不適合通知書を送付するものとする。

(4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合又は落札者の決定を保留した場合は、この限りでない。

(5) 契約担当者は、第2号による確認において、競争参加資格に疑義がある場合は、指名委員会の審議に付すものとする。

(6) 契約担当者は、電子入札の落札者を決定したときは、入札参加者に対し、その旨を通知するとともに、当該入札結果を公表するものとする。

第15 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、第14第3号の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、契約担当者に対して書面を持参

することによりその説明を求めることができる。

- (2) 契約担当者は、前号の説明を求められたときは、指名委員会の議を経た上で、同号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に書面により回答するものとする。
- (3) 契約担当者は、説明を求めた者に競争参加資格があると認められる場合は、第14第3号の規定による通知を取り消し、前号の規定による回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、指名委員会の議を経るものとする。

第16 開札の中止又は延期

契約担当者は、第4号第8号で本店等の所在地の要件を大分県内又は県内の一部の地域に限定した場合において競争参加資格を有する入札参加者が3者（大分県外に広げた場合は2者）に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札を中止し、又は延期することができる。

第17 契約の保証

入札保証金及び契約保証金に関する事項を公告するものとする。

第18 入札の無効

規則第35条第1号から第9号までに掲げる事項のほか、同項第10号の規定により、次の各号のいずれかに該当する入札を無効とする。

- (1) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (2) 工事費内訳書の提出を求めた場合において、提出期限まで工事費内訳書を提出しなかった者のした入札
- (3) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札
- (4) 工事費内訳書の内訳が記載されていない又は記載内容に誤り、漏れがある入札
- (5) 工事費内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (6) 予定価格を超える金額の入札
- (7) 申請書及び資料を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

第19 入札結果の公表

入札結果の公表は、宇佐市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱（平成18年宇佐市告示第166号）の定めるところによる。

第20 その他

この要領及び宇佐市電子入札運用基準（平成19年宇佐市契約第0608006号）に定めるも

ののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。